



長岡京市にじいろ企業登録制度  
手続きガイド



長岡京市  
令和6年3月



## 1 長岡京市にじいろ企業登録制度について

長岡京市では、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向け、令和3（2021）年6月よりパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

令和6（2024）年6月からは企業や事業所と行政が一体となって性の多様性への理解促進を図ることを目的に、「長岡京市にじいろ企業※登録制度」を開始いたします。この制度は、性の多様性への理解促進を図るための取組や対応を少しでも行っている企業や事業所※を登録し、企業等の輪を広げるものです。

この制度の導入を契機とし、性的マイノリティに関する取組や対応が推進され、多様な人材が活躍できる職場環境の整備や支援の輪が広がり、本市の性の多様性に関する理解促進が図られることを期待するものです。

※ 長岡京市にじいろ企業…性の多様性理解促進を図る取組及び対応を行っている企業又は事業所をいう。

## 2 登録の要件

長岡京市にじいろ企業に登録申請をするには、下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 長岡京市内に企業や事業所（以下「企業等」という。）があること。
- (2) 別表（2ページ）に定める長岡京市にじいろ基準のうち、1の基本方針は必須とし、残り3項目のうち1つ以上該当すること。
- (3) 下記の要件に該当しないこと
  - ・ 過去3年以内に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたとき。また、過去3年以内に事業に関して法令に違反し、行政処分を受けたとき。
  - ・ 市税を滞納しているとき。
  - ・ 過去3年以内に偽りその他不正な手段により登録を受けようとしたとき。
  - ・ 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている企業等又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等であるとき。
  - ・ その他、登録をすることが社会通念上適切でない認められるとき。

## 別表

### 長岡京市にじいろ基準

項目	登録基準
1 基本方針（必須）	企業等として全ての人にとって働きやすい職場づくりに努めることを社内規定等に明記している。
2 啓発	従業員向けに性の多様性に関する研修又はセミナーを年1回以上実施している。あるいは、他団体が実施する研修会又はセミナーへ従業員が年1回以上参加している。
3 相談窓口の設置	従業員が性の多様性に基づく悩みを打ち明けられる体制がある。
4 執務環境の整備	全ての従業員及び顧客に配慮したトイレ（多目的トイレを含む。）、更衣室等の整備又はサービスがある。

## 3 手続き方法

### (1) 提出書類の準備

「長岡京市にじいろ企業登録申請書」（記入例5ページ）及び「具体的な取組内容」（記入例7ページ）（以下、「申請書等」という。）に記入し、書類を作成してください。

### (2) 申請書等の提出

作成した申請書等を、長岡京市対話推進部共生社会推進課まで提出してください。申請は令和6年3月より受付をしています。

#### 【提出方法】

- ① 窓口へ持参 《受付場所》長岡京市役所旧庁舎4階  
（土曜日・日曜日・祝日等市役所の休日を除く 8:30～17:15）
- ② 郵送 《送付先》〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
- ③ Eメール 《送信先》kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp

### (3) 長岡京市にじいろ企業登録証の交付

登録の要件を満たしていると認められた場合、「長岡京市にじいろ企業登録証」（以下「登録証」という。）と登録ステッカーを交付します。登録は令和6年6月より開始します。

#### 4 登録の要件となる取組内容について

登録は、下記のうち「1基本方針」を必須項目とし、「2啓発」から「4執務環境の整備」は選択項目で該当する1項目以上の取組を行っていることが必要となります。

【1必須】  
どれか  
1つに  
チェック

1 基本方針	企業等として全ての人にとって働きやすい職場づくりに努めることを社内規定等に明記している。
--------	--

- 社内規定等へ方針を明記している。
- 社内報、社内掲示板等へ方針を掲載している。
- 方針をホームページ等で掲載している。
- 性的マイノリティの従業員向け福利厚生制度を設けている。など

【2～4選択】  
どれか  
1つに  
チェック

2 啓発	従業員向けに性の多様性に関する研修又はセミナーを年1回以上実施している。あるいは、他団体が実施する研修会又はセミナーへ従業員が年1回以上参加している。
------	---

- 社内で研修会を年1回以上実施している。
- 社外（市役所など）で実施される研修会に年1回以上参加している。
- 各自が自主研修できるように、資料の貸出や社内パソコン等で閲覧できる。など

3 相談窓口の設置	従業員が性の多様性に基づく悩みを打ち明けられる体制がある。
-----------	-------------------------------

- 社内に相談できる窓口が設置されている。
- 社外（市役所など）で実施される相談窓口への案内を掲示している。など

4 執務環境の整備	全ての従業員及び顧客に配慮したトイレ（多目的トイレを含む）、更衣室等の整備又はサービスがある。
-----------	---

- 誰もが利用できるトイレを設置している。
- 誰もが利用できる更衣室を設置している。
- 制服、作業服、事務服などについて、性別にとらわれないようにしている、又は選べるようにしている、もしくは、自由な服装としている。
- ハラスメント対策を講じている。
- 気軽に話せるグループの設置をしている。
- 性の多様性に関するポスターやステッカー、フラッグなどを掲示している。など

## 5 登録の効果

企業や事業所と行政が一体となって広く性の多様性への理解促進を図ります。また、従業員の働きやすい環境の向上につながります。市役所からは、下記の情報提供をしますので、活用いただければ幸いです。

- ・性の多様性に係る啓発ロゴマークのステッカーを企業・事業所内で掲示
- ・市HPで長岡京市にじいろ企業を紹介
- ・京都まあぶるスペース（居場所作り）や個別相談会の案内（2回／年）
- ・市実施の講演会や他団体の人権講演会の案内（随時）
- ・人権学習用の視聴覚教材の貸出
- ・市HPで関連情報の掲載やその他情報提供（常時）

※研修会や相談会等については、随時、広報紙や市ホームページで周知するほか、登録していただきました企業等のうち希望された企業等に直接ご連絡をします。

## 6 登録の変更等について

登録を受けた企業等は、下記のいずれかに該当する場合には、長岡京市にじいろ企業登録制度申請事項（変更・辞退・廃止）届出書を提出してください。

- ・申請書に記載した名称等を変更したとき
- ・申請書に記載した所在地を変更したとき
- ・申請書に記載した取組内容、実施状況等に変更があったとき
- ・合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき

## 7 市の担当部署

制度についてご不明な点などありましたら、下記までご連絡ください。

- ・長岡京市役所 対話推進部 共生社会推進課  
〒617- 8501 長岡京市開田一丁目1番1号  
Eメール [kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp)



第1号様式（第4条関係）

## 長岡京市にじいろ企業登録申請書

長岡京市長 様

2024 年 3 月 29 日

申請者（企業・事業所情報）	
企業・事業所名	長岡京市役所
代表者役職・氏名	市長 中小路 健吾
事業所・事務所 所在地（市内）	〒 617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号
企業概要・PR	長岡京市の行政事務を行っています。 日本の人口が減少傾向にある中、微増を続ける本市では、全ての市民が自分らしくくらす社会を目指し、性の多様性への理解促進事業を進めております。 市役所の共生社会推進課では、性の多様性に関する事務を担い市民への啓発事業を実施し、市職員向けには、職員課で相談窓口の設置など対応をしています。
従業員数（人）	約560 人
HPアドレス	<a href="https://www.city.nagaokakyo.lg.jp">https://www.city.nagaokakyo.lg.jp</a>
担当者 （性の多様性理解促進事業全般に係る情報提供等に利用させていただきます。）	（所属・役職・氏名） 共生社会推進課 主査 長岡太郎
	（電話） 075-955-3180
	（FAX） 075-951-5410
	（Eメール） <a href="mailto:kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp">kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp</a>

長岡京市にじいろ企業登録制度要綱第4条に基づき、登録を申請します。

長岡京市にじいろ基準	<input checked="" type="checkbox"/> 基本方針 企業等として全ての人にとって働きやすい職場づくりに努めることを社内規定等に明記している。
	<input checked="" type="checkbox"/> 啓発 従業員向けに性の多様性に関する研修又はセミナーを年1回以上実施している。あるいは、他団体が実施する研修会又はセミナーへ従業員が年1回以上参加している。
	<input checked="" type="checkbox"/> 相談窓口の設置 従業員が性の多様性に基づく悩みを打ち明けられる体制がある。
	<input checked="" type="checkbox"/> 執務環境の整備 全ての従業員及び顧客に配慮したトイレ（多目的トイレを含む。）、更衣室等の整備又はサービスがある。

#### 確認事項

市が貴社の情報を発信することについて

同意する・同意しない

要綱第3条第2項各号について

該当します・該当しません

貴企業等で実施している取組に該当するものすべてにチェックしてください。

記入例

具体的な取組内容

1 基本方針	企業等として全ての人にとって働きやすい職場づくりに努めることを社内規定等に明記している。
--------	--

- 社内規定等へ方針を明記している。 長岡京市ハラスメントの防止等に関する規程
- 社内報、社内掲示板等へ方針を掲載している。
- 方針をホームページ等で掲載している。
- 性的マイノリティの従業員向け福利厚生制度を設けている。 結婚休暇あり
- その他（ ）

2 啓発	従業員向けに性の多様性に関する研修又はセミナーを年1回以上実施している。あるいは、他団体が実施する研修会又はセミナーへ従業員が年1回以上参加している。
------	---

- 社内で研修会を年1回以上実施している。
- 社外（市役所など）で実施される研修会 市主催研修の実施及び受研、庁内PCに研修動画常時掲
- 各自が自主研修できるように、資料の貸出や社内パソコン等で閲覧できる。
- その他（ ）

3 相談窓口の設置	従業員が性の多様性に基づく悩みを打ち明けられる体制がある。
-----------	-------------------------------

- 社内に相談できる窓口が設置されている。
- 社外（市役所など）で実施される相談窓口への案内を掲示している。 職員課に設置、担当課主催の相談会を年2回実施し、HPなどで周知
- その他（ ）

4 執務環境の整備	全ての従業員及び顧客に配慮したトイレ（多目的トイレを含む）、更衣室等の整備又はサービスがある。
-----------	---

- 誰もが利用できるトイレを設置している。
- 誰もが利用できる更衣室を設置している。
- 制服、作業服、事務用靴など、性別に合わせたものを提供している、又は選べるようにしている。 誰もが利用できるトイレ内にきがえ台（更衣可能なスペース）がある
- ハラスメント対策を講じている。
- 気軽に話せるグループの設置をしている。
- 性の多様性に関するポスターやステッカー、フラッグなどを掲示している。
- その他（ ）

第3号様式（第6条関係）

長岡京市にじいろ企業登録制度申請事項（変更・辞退・廃止）届出書

長岡京市長 様

2024年 6月 3日

長岡京市にじいろ企業登録制度要綱第6条に基づき、長岡京市にじいろ企業登録制度の申請事項について、次のとおり届け出ます。

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 変更 ・ <input type="checkbox"/> 辞退 ・ <input type="checkbox"/> 廃止	
変更・辞退・廃止 年月日	2024年 5月 15日	
変更した事項	変更前	〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
	変更後	〒617-0826 長岡京市開田三丁目3-36
変更・辞退・廃止 の理由	事業所移転のため	

※「区分」の欄中該当する口にシを記入すること。

届出者		
企業・事業所名	長岡京市役所	
代表者役職・氏名	市長 中小路 健吾	
事業所・事務所 所在地（市内）	〒 617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号	
担当者	（所属・役職・氏名） 共生社会推進課 主査 長岡太郎	
	（電話・FAX） 075-955-3180 075-951-5410	（Eメール） kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp

※事業所単位の場合は、事業所の代表者氏名で届出すること。

